

令和元年10回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	令和元年10月25日（金）
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時15分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時50分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	11	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	欠	12	坂 本 和 彦	出
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	出
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	欠		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	欠		野 口 秀 明	出
8	竹 澤 國 雄	欠		吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
10	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
次 長 清水周二
書 記 加々美君代
書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和元年第 10 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、石澤清治委員、新井一弘委員、小和瀬守委員、竹澤國雄委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は 12 名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和元年第 10 回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選任について。 日程第 2、議案第 93 号、寄居町農業委員会の委員の辞任の同意について。 日程第 3、議案第 94 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 4、議案第 95 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第 5、議案第 96 号から議案第 99 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 6、議案第 100 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上でございます。
議長	それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、坂本和彦委員と小野田房良委員をお願いいたします。 続きまして、日程第 2、議案第 93 号、寄居町農業委員会の委員の辞任の同意についてですが、竹澤國雄委員が対象となっておりますが、本日は欠席のため、このまま議事を進行いたします。
事務局	それでは、議案第 93 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 1 ページを御覧ください。 それでは、議案第 93 号につきましては、御説明申し上げます。 農業委員の竹澤國雄委員から農業委員長あてに、委員の辞任の同意願が提出されました。農業委員会の委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項に規定されておりまして、参考までに議案の下のところに掲載をさせていただきましたが、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる、ということになっております。このたびの辞任の理由は、一身上の都合となっておりますが、具体的には、健康上の理由ということで、これは正当な事由に該当します。本議案は、この辞任にあたり、農業委員会の同意を求めるものでございます。
議長	なお、町長あてにも辞任願が提出されておりまして、町長の同意は、既に得られております。本日、この総会において、同意の議決をいただければ、町長と農業委員会の同意が得られたこととなり、辞任することが出来るということとなります。 説明は以上です。 この件につきまして、何か御意見はございますか。

発 言 者	内 容
議長 議長 事務局 事務局 議長 吉田委員 議長	(委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 93 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 93 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 94 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 94 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第 94 号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんは、家のすぐ目の前にも畑があり、譲り受ける農地と一体で利用し、大根等の露地野菜等を作付けして、耕作したいとのことでした。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 吉田委員。 22 日に、現地確認に行きまして、(譲受人)さんは留守だったわけですが、近所の方がいたので話をしました。(譲受人)さんの家の街道のに入った正面が現地ですので、いろいろ話を聞いてみたら、(譲渡人)さん自体、親が亡くなって留守であり、息子さんも〇〇市に住んでいるため、建屋も近所の方に売ってしまったようなことを言っていました。その関連から、(譲受人)さんが申請したということを知りました。確認をしたところ、きれいに耕されて、いつでも畑で使えるような状態になっておりました。問題はないかなと、むしろ利用しやすい場所かなと思いました。 以上です。 他に御意見はございますか。
議長 議長	(委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 94 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 94 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 95 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 95 号について、事務局の説明を求めます。

発 言 者	内 容
事務局 事務局 議長 坂本推進委員 議長 議長 議長	議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 それでは、議案第 95 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) この議案第 95 号につきましては、この後に御審議をいただきます議案第 97 号と関連があるものですが、(当初事業計画者)さんの自己用住宅敷地という当初の計画から、(継承者)さんの駐車場敷地とする内容の計画変更の承認を求めるものです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、(継承者)さんが経営をしている道向かいの飲食店舗の駐車場として、これまで利用していた経緯がありますので、今回の申請には、始末書が添付をされております。 また、申請地に砂利が敷かれておりますが、(当初事業計画者)さんが許可どおりに自己用住宅を建てた際のものでありますので、支障はないと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 坂本委員。 21 日に、柴崎委員と一緒に確認したところ、現状は駐車場で使っていたため、砂利が敷いてきれいに整地されております。この土地は、元々(当初事業計画者)さんが自宅を建てており、その土地を更地にして、(当初事業計画者)さんは〇〇市に住んでいます。私も近くに住んでおりますので、よく知っております。そういう経緯があったところと聞いて、駐車場として利用するには、道路に面しており駐車しやすい場所なので、特に問題はないかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。 他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 95 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 95 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	続きまして、日程第 5、議案第 96 号から議案第 99 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 96 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 4 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。

発 言 者	内 容
事務局	それでは、議案第 96 号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述） （譲渡人）さんは現在、妻と 2 人でアパート暮らしをしておりますが、自己用住宅を計画し、申請地を譲ってもらえることになったため、今回の申請に至ったとのことです。周辺は、既に宅地化されているところになります。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
議長	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。
柴崎推進委員	去る 19 日の午前中に、現地調査をまいりました。（譲渡人）さんは、元々は〇〇地内の出身でございまして、お父さんが亡くなられたときに相続で継承したという経過がございます。公図を御覧になっていただきたいと思いますのですが、〇〇番が元々は一筆であったものですが、最初に西側に道路という表記がありますが、これは、ここに道路がなかったために〇〇さんが、町、地域に協力してできた道路で、現在は南北に通過し、非常に便利な場所になったという経過がございます。（譲渡人）さんが嫁いで〇〇市のほうへ住んでおりまして、もう長年この土地を保全管理しておったのですが、自分も高齢になり、体調も崩したということもあり、農地管理ができないということで、分筆して、今はこのように枝番が〇番まで進んでおりますが、東側には、既に住宅が建っておりましてお住まいになっております。西側には、今建築中で、住宅がもう間もなく出来上がると思います。また、東が太陽光の発電地になっておりまして、雑種地化されております。西側に一つだけ農地が残っておりますが、ほとんどこの案内図で見ていただいたとおり、既に住宅化された地域でありますので、境界も確定しておりますし、特に問題はない土地として見てまいりました。
議長	以上、御審議をお願いいたします。 他に御意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声）
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 96 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 96 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 97 号について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 97 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	（議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述） 先ほどの議案第 95 号で御審議いただきました農地が、今回の申請地になります。（譲受人）さんは現在、道向かいの敷地で飲食店舗を経営しており、（譲渡人）さんの自己用住宅を解体後、駐車場として利用しておりました。農地との認識がなかったとのことです。今後も駐

発 言 者	内 容
	車場として利用したいとのことで、今回の申請地に至ったとのことです。周辺は、既に宅地化されているところになります。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、今回の申請には、始末書が添付をされております。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 坂本委員。
坂本推進委員	先ほどと同じで、特に問題はないと考えます。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 97 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 97 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 98 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 98 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんは現在、妻と 2 人の子どもの 4 人でアパート暮らしをされており、手狭になってきたそうです。将来のことを考え、自己用住宅を計画したところ、実家に近く、親の面倒を見ることが出来る等の理由から、お母様である(譲渡人)さんの土地を借り受け建築したいとのことで、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小野田委員。
小野田委員	去る 21 日に、加藤委員と行ってまいりました。この申請地は、一体が(譲渡人)さんの土地だそうです。現在きれいに保全管理されておりまして、草はきれいに刈ってありました。測量もされておりまして、杭も各所に打ってありまして、非常にわかりやすい土地です。息子さんが来るということで、特にこの土地については、問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

発 言 者	内 容
議長	議案第 98 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 98 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 99 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 99 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(議受人)さんは、太陽光発電事業を手掛けており、関東地方の西端で、山間部の南斜面が多い寄居町で計画をしたそうです。他の土地も検討した結果、申請地を譲ってもらえることになり、今回の申請に至ったとのこと。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
議長	須賀委員。
須賀推進委員	10 月 19 日に、中嶋委員と私で面接及び現地調査に行ってきました。案内図を見ると立派な畑に見えるのですが、実際は、孟宗竹が大量に繁茂しておりまして、さらにここが上り坂の急勾配で、申請者に聞きますと、竹をととても管理しきれないという現状で、後継者もないということで、今回の申請は、特に問題ないものと認めましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 99 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 99 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	続きまして、日程第 6、議案第 100 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。それでは、議案第 100 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 5 ページを御覧ください。
事務局	農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。
事務局	この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。
事務局	また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要と

発 言 者	内 容
	なるものでございます。 それでは、議案第 100 号につきまして、御説明申し上げます。 借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 8 人です。 貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 15 人です。 合計 28 筆で、30,435 ㎡、そのうち、田が 2 筆で 1,635 ㎡、畑が 26 筆で 28,800 ㎡となっております。 なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。
議長	説明は、以上でございます。 この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 100 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 100 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員からなしの声)
議長	事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、御連絡をいたします。 次回の総会ですが、11 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。繰り返します。11 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは他に無いようですので、令和元年第 10 回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。
事務局長	(起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	署名委員の決定について議長指名により 坂本和彦委員 小野田房良委員 以上2名を選任する
	上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。 令和元年10月25日 議長 室岡重雄 委員 坂本和彦 委員 小野田房良